

そうさ 匠瑳議会だより

第47号

平成30年3月2日

発行/匠瑳市議会
編集/匠瑳市議会報編集委員会
〒289-2198 匠瑳市八日市場八793番地2
TEL 0479(73)0099 FAX 0479(73)0789
ホームページ <http://www.city.sosa.lg.jp/>

特集 『空家対策条例』が施行！！

空き家の適正管理と有効活用の推進を



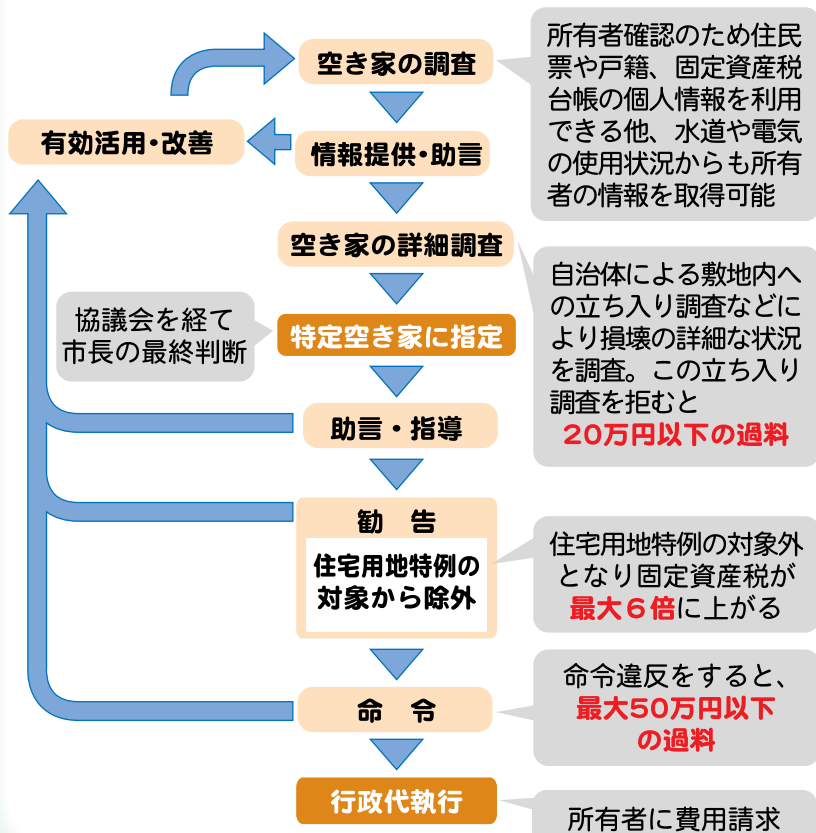
平成29年12月定例会において、提出された議案『匠瑳市空家等対策の推進に関する条例の制定について』は、議員の賛成全員により可決されました。

この条例は、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、空き家に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的としています。

この背景として、近年匠瑳市においても増加傾向にある空き家の中には、適正な管理が行われず、雑草が繁茂したり害虫などの繁殖、また長期間放置され地震などの災害が発生した場合の倒壊、屋根材や外壁材の一部がはがれ落ち飛散する危険性、不審者や動物などの侵入の恐れ、ゴミの不法投棄や火災発生の誘発などなど、様々な問題で地域の治安が悪化する事が懸念されており、早期の対策推進を議会として要望していたものでした。

◎空き家対策を推進する基本的な事項

今後は下記の流れに沿って空き家対策が推進されます。



◎そもそも「空き家」とは？

居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物のことを指します。具体的には、1年間を通して人の出入りの有無や、水道・電気・ガスの使用状況などから総合的に見て「空き家」かどうかを判断します。

◎空き家の適正管理は所有者の責務です！

空き家であっても個人の財産であり、所有者や管理者が適正な管理を行う責任があります。空き家等の所有者は、定期的に空き家を確認し、草刈りや損傷箇所の修繕を行うなど適切に管理をしてください。

また、適切に管理されていない空き家を見つけた時は、**市役所都市整備課（電話73-0091）**へ情報提供してください。

◎空き家の有効活用の促進！！

市では、空き家の有効活用を通して、移住および定住の促進による地域の活性化を図るため、匠瑳市空き家バンク事業を実施しています。「空き家を誰かに売りたい、貸したい」などと考えている空き家所有者の皆さんは、空き家バンクに登録してみませんか。詳しい情報は、**市役所企画課（電話73-0081）**へお問い合わせください。